

諮問日：平成29年5月9日（平成29年度（最情）諮問第17号）

答申日：平成29年8月7日（平成29年度（最情）答申第27号）

件名：最高裁判所長官室等の写真が含まれる文書の一部開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「最高裁判所長官室の写真が含まれる文書のうち、最後に作成されたもの」、
「最高裁判所判事室の写真が含まれる文書のうち、最後に作成されたもの」及び
「最高裁判所首席調査官室の写真が含まれる文書のうち、最後に作成されたもの」
の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、別紙記載の各文書（以下「本件各対象文書」という。）に係る情報の一部を提供した判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成29年4月5日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号及び6号に規定する不開示情報に相当するかどうか不明である。

また、最高裁判所判事室の写真が日本女性法律家協会のホームページに公表されているにもかかわらず、何らの弊害も発生していない。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件不開示部分のうち氏名及び印影部分は、法5条1号に規定する不開示情報に相当する。

また、本件不開示部分のうちその余の部分には、最高裁判所長官室、最高裁判所判事室及び最高裁判所首席調査官室の写真及びその撮影場所が記載されている。最高裁判所長官及び最高裁判所判事は、裁判所の業務に係る意思決定において極めて重要な役割を担っており、最高裁判所首席調査官は、最高裁判所の裁判所調査官の事務を総括していることから、いずれも襲撃の対象となるおそれが高く、最高裁判所長官室、最高裁判所判事室及び最高裁判所首席調査官室は、いずれも極めて高度なセキュリティが要請される室である。そのため、上記各室の位置及び構造を公にすることにより、庁舎管理事務及び警備事務に支障を及ぼすおそれがあるから、上記各室の写真及びその撮影場所は、法5条6号に規定する不開示情報に相当する。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年5月9日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同月22日 苦情申出人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年6月30日 本件各対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年8月4日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件各対象文書を見分した結果によれば、本件各対象文書は、最高裁判所庁舎の耐震改修工事について施工業者が作成した報告書の抜粋であり、本件不開示部分のうち個人の氏名及び押印部分は、施工業者の現場代理人の氏名及び押印であること、その余の部分は、最高裁判所長官室、最高裁判所判事室及び最高裁判所首席調査官室の写真並びにその撮影場所であることが認められる。

まず、本件不開示部分のうち個人の氏名及び押印部分につき検討すると、その記載内容からすれば、上記部分は法5条1号に規定する個人識別情報と認められ、同号イからハマまでに相当する事情は認められない。

また、本件不開示部分のうちその余の部分については、その記載等の内容からすれば、上記部分を公にすると、最高裁判所長官室、最高裁判所判事室及び最高裁判所首席調査官室の位置及び構造が明らかになるものと認められる。そうすると、最高裁判所長官及び最高裁判所判事は、裁判所の業務に係る意思決定において極めて重要な役割を担っており、最高裁判所首席調査官は、最高裁判所の裁判所調査官の事務を総括していることから、いずれも襲撃の対象となるおそれが高く、上記各室は極めて高度なセキュリティが要請されるという最高裁判所事務総長の上記説明が不合理とはいえず、上記部分を公にすることにより、庁舎管理事務及び警備事務に支障を及ぼすおそれがあると認められる。この点について、苦情申出人は、日本女性法律家協会のホームページに掲載された写真を挙げて、最高裁判所判事室の写真が公表されたと主張するが、当該ホームページに掲載されている写真は、最高裁判所判事を被写体とし、背景として最高裁判所判事室のごく一部が写っているにすぎないものであるから、本件の結論には影響しない。

したがって、本件不開示部分は、法5条1号及び6号に規定する不開示情報に相当する。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、本件不開示部分が法5条1号及び6号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人

別紙

- 1 最高裁庁舎耐震改修工事 週間工程報告書 第55号 (6/23～6/29)
抜粋部分
- 2 最高裁庁舎耐震改修工事 月間工程報告書 第19号 (1月4日) 抜粋部分
- 3 最高裁庁舎耐震改修工事 週間工程報告書 第102号 (5/24～5/30)
0) 抜粋部分